

## 《細則その3》表彰規程

第1条 この規程は会則第23条にもとづいて設ける。

[目的]

第2条 この規程は、本会の運営並びに優れたPTA活動を推進し、社会教育の発展に貢献したことに対する表彰を行う。

[内容]

第3条 表彰の対象は次の通りとする。

1. 団体表彰 単位PTAとしてその運営に優れ、成人教育等に多大の業績を挙げるとともに、学校教育、地域社会教育に協力貢献し、全道PTAの範となるものを10団体以内を表彰する。
2. 個人表彰 PTAの運営推進、会員の研修活動、教育諸団体等の解決に献身的活動を続け、その功績顕著にして、次の項に該当する者20名以内を表彰する。

本会の役員、監査並びに地区PTA連合会の役員にある者で、原則として当該年度を以って役職を辞する者とする。

なお、上記以外に全道研究大会の関係者の中から2名以内を表彰することができる。

3. 上記のほか、特に表彰選考委員会において必要と認めた者。

[選考]

第4条 本会に表彰選考委員会を設け、別に定める推薦書及び参考資料等により選考の上決定する。

委員会は本会の会長、副会長、事務局長を以って構成する。但し、委員中に当該年度に表彰推薦のあった者は除くこととする。

[手続]

第5条 表彰の手続きは次の通りとする。

1. 本会並びに地区PTA連合会は、所属内に第3条に該当する者がいるときは選考の上、推薦責任者となり団体1単位PTA、個人は1名の範囲を原則とし、毎年4月21日までに所定の推薦書を本会に提出する。複数の推薦の場合は、順位を付して提出する。
2. 表彰推薦に当たっては、団体・個人ともに、実践活動等の参考資料を必ず添付するものとする。

第6条 表彰の贈呈は、総会の席上において会長が行う。

[付記]

第7条 この規程は平成18年12月 2日より実施する。

昭和38年 5月 7日 制定

昭和43年 2月25日 一部改正

昭和45年 7月 2日 一部改正

昭和48年 3月 6日 一部改正

昭和58年 2月26日 一部改正

平成 元年12月 8日 一部改正

平成 3年 2月15日 一部改正

平成 5年12月 3日 一部改正

平成 7年 6月17日 一部改正

平成10年 6月13日 一部改正

平成15年 6月14日 一部改正

平成18年12月 2日 一部改正